

第五十一回 参議院内閣委員会會議録第十七号

昭和四十一年三月三十一日(木曜日)

午後一時二十分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

大谷 賛雄君

渋谷 邦彦君

補欠選任

内藤善三郎君

多田 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

熊谷太三郎君

柴田 栄君

八田 一朗君

伊藤 頼道君

北村 暢君

委員

石原幹市郎君

源田 実君

内藤善三郎君

船田 讓君

三木與吉郎君

森 八三郎君

山本茂一郎君

中村 英男君

山本伊三郎君

鬼木 勝利君

中沢伊登子君

中村 梅吉君

文部大臣

文部政務次官

文部大臣官房長

文化財保護委員

文部大臣官房長

文化財保護委員

事務局側

常任委員会専門員

伊藤 清君

説明員

文部省大学學術局審議官

木田 宏君

本日の會議に付した案件

○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(熊谷太三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、渋谷邦彦君が辞任せられ、その補欠として多田省吾君が選任せられました。

○委員長(熊谷太三郎君) 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る二十九日、衆議院から送付され、本委員会に付託されました。

なお、本案の提案理由の説明は二月十五日に聴取いたしました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。

なお、関係当局の御出席は、中村文部大臣、中野文部政務次官、安嶋官房長、以上の方々でございます。

御質疑のおありになる方は、順次御發言を願います。

○伊藤頼道君 この法案に関して、二、三お伺いいたしますが、まず順序として、この提案理由にもございます調査局の廃止、文化局の設置、このことについてお伺いいたしますが、その前に、大臣の御都合ですが、文教委員会でも大臣の出席を求めておいて、両方取り合ひのような形になりますから、なるべく問題をしばって、まず大臣に

お伺いし、同僚の山本君も大臣に質問を要望しておりますから、なるべくしぼってやりますから、ひとつ御答弁も前向きな姿勢で、思い切つてちゅうちよされることなく、英断をもってお答えいただきたいと思つておられます。そういうことを冒頭にお願ひして、質問に入りたいと思つておられます。

この文化行政に関する機構の整備をはかるために、今度文化局を設置する。そこで、行管のほうから部局の新設は一切認めないと、きつにお達しがあったので、そこで新設する場合には、既定のものを廃止するようにと、そういう趣旨に沿つて調査局を廃止し、文化局を設置する、こういうことになつたのではなからうかと思つておられますが、そこでお伺いいたしますが、従来この文化局という文化行政の面はとかく比重が軽かつたように見受けられるわけですが、そこで、今回これをさらに文化行政として推進するためには、予算面とかあるいは政策面でも、従来のそれと変わった抜本的な施策があつてしかるべきだと思つておられます。新たに文化行政を推進すると、そういうことで文化局を新たに新設したわけですから、こういうことに対するひとつ大臣の基本的なお考え方をまずお伺ひしておきたい。

○國務大臣(中村梅吉君) 御承知のとおり、従来調査局というのがありましたが、調査局の内容は、芸術文化の振興あるいは普及、国際交流、著作権とか、宗教、宗務課というような文化的な面が多ございまして、そのほかに調査、企画、統計というような本来官房に属すべきような事務が入りまして、名称は調査局になつておつたわけでございます。しかし、時代の趨勢にかんがみ、また、文部省は教育學術と同時に文化の振興ということが大きな役目でございますから、このたび企画、調査等を官房に移しまして、そうして文化系統の業務を集結して、文化局を設置することに

なつたわけでありまして、これについては、本年もこの文化関係の予算につきましては、極力その増強につとめた次第でございますが、年次の成長率といえますか、伸び率の関係もございまして、思つておられますが、いっておられますが、この文化局の創設を契機として、大いに文化行政の振興については予算の上でも十分な措置のできるよう最善を尽くしてまいりたいと思つておられます。

○伊藤頼道君 臨時行政調査会が行政機構の統廃合に関する意見を出しておりますが、その中に、調査局、部局編成の不合理性についてこれを特指摘しているわけですが、したがつて、そういうことにも文化局設置の一つの原因があつたやに見受けられるわけですが、この点を明らかにしていただきたい。

○國務大臣(中村梅吉君) 臨時行政調査会の御趣旨等にも沿いたいというつもりで、御指摘のとおり考えたいわけでございます。

○伊藤頼道君 この臨調が不合理性を指摘したのは、ただ単に調査局だけではなくして、あるいは体育局、管理局、これらの再編成についても検討をする必要があるのではないかと思つておられます。ならば、臨調がこの調査局と同じようにその不合理性を臨調が指摘しておりますから、当然これは検討の対象となるかと思つておられます。こういう体育局、管理局の再編成についてはどのように取り組んでおられるか、このことについてお伺ひしたい。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま御指摘のとおり、臨調の意見の内容をいたしましては、調査局の問題のほかに、体育局の問題と管理局の問題があるわけでございます。体育局に関する意見の内容をいたしましては、国民体力に関する行政を推進するというのが一つの内容になっております。この点につきましては、私もそういう方向で今後さらに努力を続けていきたいというふうに

考えております。

それから管理局の扱いでございますが、御承知のとおり、管理局における行政は、これは、大学事務局の行政、それから初等局の行政、両面にわたっております。管理局の機構の改廃に手をつけまことは、大学事務局あるいは初等中等教育局の機構に手をつけるということになるわけでございませう。ところが、文部省機構の全体をごらんいただきますと、おわかりいただけますように、大学事務局、初等中等教育局というのは、文部省の機構の非常に大きな部門を占めておりまして、管理局に手をつけるということは、その大きな部門の全体の構想が固まらないと、にわかには手をつけかねるというような状況にございます。さらに慎重に検討をいたしました上で、その取り扱いをきめたいというふうに、考えている次第でございます。

○伊藤道雄君 次には定員増、このことに関連してお伺いいたしますが、なお、大臣には基本的なことだけお伺いして、後ほど政府委員に詳細具体的に伺いたいと思っております。まず一点だけ大臣にお伺いしておきたい。その問題は、今度改正案が通ると、職員法律定数は、三千九百十五人増員されることにならうかと思っております。ところが、この法律に出てこない凍結の欠員があるわけですね。これの補充については、四十一年度ではどうなっているか、このことだけお伺いしておきたいと思っております。

○國務大臣(中村梅吉君) 文部省は御承知のとおり、非常なぎりぎりの状態になっておりますので、凍結人員は何人か残して、一部分を残しまして、大部分は、凍結を解除して補充させていただくようなことになっております。

○伊藤道雄君 その詳細は後ほどお伺いすることにして、次に、問題を飛ばしてお伺いいたしますが、特にこの定員の中で大学附属病院について定員増、それから欠員補充、これで合計四百五十九人の増員となる、こういうこととございませうけれども、従来から問題が多かった無給医局員

の定員化分はこのうちに何人含まれておりますか。

○國務大臣(中村梅吉君) これは私どもとしては、無給医局員というのは、非常に問題が多いし、内容も御承知のとおり複雑でございますが、今後の検討課題として研究はいたしたいと思っております。さしあたりできるだけこういう方々を助手なり助教授なり講師なりに相当熟練した人は格上げをいたしまして、そして打開に着手をしたいということでおるわけで、できるだけ多くを希望しておつたわけでございますが、昭和四十一年度といたしましては、病院の教官という形で六十七名の増員、それから診療課の新設等によりまして八十七名の増員、合計百五十四名を増員すること、予算は、いろいろ努力をしましたが、そういうところに落ちついた次第でございます。

○伊藤道雄君 次にお伺いいたしますが、大学の附属病院の有給助手というのがありますが、この有給助手の定員について承っておきたいと思っております。これは後の質問にも関連がございませうから、少し具体的に伺いたしますが、基本の数になりませうからお伺いいたしますが、四十年度の定員が何名かということ、現在の欠員は何名かということ、それから四十一年度の要求増加数は何名か、それと決定した数は何名か、こういうことが基本的な数字になりますので、冒頭お伺いしておきたいと思つております。

○説明員(木田宏君) 病院の四十年度現在の段階におきます助手の定員は千八百八名でございます。そのほか、講師としての身分を持つております者が六百七十七名でございます。今回増加いたしました定員は、講師につきまして三十名、助手につきまして百二十八名でございます。要求いたしました人員につきましては、ちよつと後刻御返答させていただきます。

○伊藤道雄君 昨年の十月現在で、ある大学の附属病院の実態を私調査してみたわけですが、実地について、その附属病院で、診療、研究に従事している医師は二百三十名です。このうち有給医師で

すね、いわゆる定員助手を含めて、これが百名で、それからあとの残りの百三十名は、無給助手が六十名で、大学院の学生が約七十名、それで計百三十名、大体こういう概数が出てきたわけですね。で、この二百三十名の医師によって、その病院では五百九十のベッドの入院患者を扱つておるわけですね。それと一日約五百名の外来患者の診療が行なわれておると、こういうことになるわけですね。これはありのままの実態ですが、こういう実情を見られて、大臣としては一体どのようにお考えになるか、お伺いしておきたいと思つております。

○國務大臣(中村梅吉君) この点は御承知のとおり、非常に複雑でございますが、確かに有給の医師をもっと充実すべきであると思つて、御承知のとおり、大学病院には、学位の取得のためか、あるいは新しい医学技術を研究を進めたい、あるいは自分の各専門科目の専攻をいたしたいというふうなことで、希望をして無給医局員になつておる者が相当あるわけでございます。これらにつきましては、厚生省としても、厚生省関係の国立病院でも問題にいたしておりますが、われわれとしましては、将来根本的に研究をせねばならぬ問題点である。その問題をかかえつつ、できるだけ有給の助手とか、講師、助教授等正規の職員もふやしてまいりたいというふうな、並行した考え方、目下努力をしておる段階でございます。

○伊藤道雄君 こういう無給医局員などという名を冠せられて、全然一人前の医師としての取り扱いは受けていないわけですね。したがって、医師としての資格がないなら話は別ですけども、大学にりっぱに医師の資格を持つておるわけですね。大学の教養学部で二年、医学部で四年、インターンで一年、計七年ですね。そうして主として大学院学生が病院で診療に従事している。そうすると、七年に四年加えて十一年。この医師の資格をとらないうちは大学院に入れないわけですね。だから、当然に資格はそのまま大学院におつても存置されておるわけですね。したがって、大学を出て資格をとつて、その上さらに四年の課程を経るわけですね。

から、計十一年、最短で十一年、さらに大学院出て博士号とつて、何年たつてもまだ無給医局員、これが実態なんです。そういうことになりませうと、これはもう人道上の問題になるかと思つたわけですね。たとえば、近い、ほんとうの実例があつたわけですね。これは別の、科学技術の振興の面にも関連してこの間、科学技術庁長官にもお伺いいたしました。が、ゆゆしい問題なんです。と申しませうのは、大学の附属病院で、大学院のいわゆる無給医局員がその患者を担当して療養につとめたわけですね。ところが、不幸にしてその患者はなくなつてしまつた。さてそこで、その患者の遺族がその担当の無給医局員に対して、当然なことですが、死亡診断書をお願いしたわけですね。ところが、その無給医局員は、給料もただだが資格もないわけですね。全然資格がない。したがって、医師の資格は持つておる、厚生省発行の医師の資格は持つておるけれども、大学附属病院というところに限定されると国家公務員ではない。他の人は全部国家公務員だが、国家公務員という資格もない。当然国家公務員の資格がないんだから医局員ではないのです。無給医局員というワケで除外されておるから、死亡診断書が書けない。いわゆる国家公務員であるほかのお医者さんの名前を借りて死亡診断書を書いた。そこで遺族の方々が、当然のことながら、こういう無給医局員の制度というものをよく患者は存じませぬから、うちの子供は不幸にして死んだと、あれは医者の資格のない人にもつてもらつたんだから、これはもう死んでもやむを得ないというあきらめがある反面、そんなばかなことあるかと、大学附属病院とまあどうとところで資格のない医者に患者を担当させるなどはおもつてのほかだと、これはもうと資格のあるお医者さんにみてもらえばよかつた、と資格のないお医者さんにみてもらつたのでうちの子供は死んでしまつた、非常にこれが問題化したという現実の問題があるわけですね。これは一つの例ですが、それに似たような問題がたくさんあるわけですね。医者の資格を持つて、先ほど言つたような課

程を経て、最低十一年、十三年、十五年もやった人が、みな無給医局員で同じように患者を担当させられておられますけれども、国家公務員である他の医局員と同様に患者を担当させられておられるけれども、さて死亡診断書あるいは他の診断書ということになると、資格がない、しかも収入は全然ないということになると、これは大学附属病院の使命とか、あるいはそういう目的に反するはなはだしいものではないか、こういうふうな考へる。ここに大学病院の運営要綱がござります。その註にこういうことがあつたのです。大学病院は、一般病院と異り、教育研究の使命をもつておられるので、施設的面からも管理運営の面からも一般病院との相違を明確にして、大学病院の使命遂行の完べきを期するようにしなければならぬ。これは明確に大学病院運営要綱に出ているわけですね。それとこれと相照らして、患者にそういう不安感を与えるようなことでは、大学病院使命完遂のために、きわめて遺憾ではないか、こういう問題が出てくるわけですね。この点は大臣としてはどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(中村梅吉君) インターンを終りまして、無給医局員になっておられますのは、大学によりまして、大学が自主的に規則をつくつてやっておりますので、研究生とか、専攻生とか、副手という名前を使つておられるところもあるようですが、いろいろ先ほども申し上げましたように、専門部門についての医療の勉強でありまして、同時に担当教官の指揮指導のもとに、そうした診療にも携わつておられますわけでございますから、最終的には、責任はこの指導の任に当たつておられる責任でございますが、こうしたあり方というものが、いろいろ研究すべき課題があると思つております。中には、単に、技術、医療の勉強修得をさらに積みみたいというのがあります、中には学位取得のために見識のある教官について、そして医局員として出入りをし、診療にも携わつて、その教授の指導を受けながら学位を取ろう、こう

いうのもありまして、種類はいろいろ大別して、三種類くらいになるようでありまして。そこで、この問題を何とか無給なんというのでなしに解決すべきではないかという世論もござりますが、なかなかこれにはさばけない問題でございます。私どもも厚生省当局とよく相談をいたしまして、目下検討を続けている段階でございます。いずれにしても、いま御指摘がござりましたように、そういう診断書も出せない、こういうようなことでは非常に困るわけで、単なる無給医局員でなしに、何か医師の資格はあるのですか、教授に付随した何かの地位が確定できれば、そういうことがなくなつておられるのでありまして、こういう点については、専門の当局を奮励しまして、十分に急速な検討を進めてまいりたいと思つておられます。

○説明員(木田宏君) ちょっと補足をさせていたゞたいと思つておられますが、無給の医局員でございまして、医師としての資格を持っております者につきましては、保険医としての登録をいたしまして、その医師としての責任ある行為が取れるようになつておられるというふうにも考へておられるわけでございます。全く医師としての資格のない者でございまして、証明書、診断書等のことは実はできないかと思つておられますが、医師としての資格を持つてその病院に保険医としての登録のあります者につきましては、その本人の名前によつて、死亡診断書等、責任ある行為がとれるものと、このように思つておられるわけでございます。あるいは事実と違つておられるわけでございます。私ども、なほ調べまして、よく研究してみたいと思つておられます。

○伊藤道雄君 いま大臣から御答弁ございましたけれども、将来の重要な問題として十分検討いたしました。この国会で初めは実はお伺いするわけじゃない。本問題については、歴代の文部大臣に、こう繰り返してお伺いしておる。そのお答えは、いま中村文部大臣がお答えになつたと同様、大事な問題だから検討いたします、そうし

てここ数年たつてしまつたわけですね。何ら解決に向かつていない。遅々として進まない。それから、これはお伺いをするまでもなく、こういう制度はあまり名譽にならない、こういう、普通一般の人はこんなばかんなことがあるものかと言つては、どうにかならないか。国会議員の中でも、おそろしくいろいろ問題に初めてだという方が相当あつた、前の当委員会でも、ことほどさうな、そういうばかつたことが平然として行なわれておる。いまだかつて外国には全くその事例を見ない例であると思つておられます。それはもう日本は先進国だと言ひ得ないですね、こういう面からは、人命尊重ということを非常に強調しておられるわけですね。人命尊重がどういふ具体的な面にあらわれておるかということになると、たとえばいまこの無給医局員なんか人命無視のはなはだしいと思つておられるわけですね。医療なんかは、もちろん技術、医療、あらゆるものが総合して力になるわけですから、患者に不信感を与えたら、これは医療上非常にマイナスになると思つておられます。患者は非常に弱い立場にある。患者は私の担当のお医者さんが資格のない先生が担当しているのだというふうなことになる、これはもう非常に療養上かんばしからざる結果を招来すると思つておられます。そういう点から、しかも、たとえば大学院の無給医局員、これはもう研究のために残つておられるから無給だつていいじゃないかと考へる方もございまして、他の国家公務員と全く同様の負担を持つて、患者を朝から夜おそくまでほとんどむだなく、私ども実際について、実地についてそういうことを何回か行って確認してきておられます。ほとんど変わらない勤務状態を持つておられるわけですね。にもかからず、これはもう要約すれば定員関係です。定員が足りない、しかもその無給医局員という者を置いておる。しかもその無給医局員の方が国家公務員である資格者より多いのです、どこの病院でも、したがつて、その無給医局員が引き揚げ

てしまつと、その病院は麻痺状態になる。これはもう明らかである。上のほうの学長とかあるいは学部長とかあるいは病院長とか副院長とか各医長とか、そういう方々だけでは病院は運営されないと思つておられます。実際に患者を何人が担当されて、それそれ療養に当たつておる、たとえばさっき言つた二百三十名の方のうちで、百名は資格がある、百三十名の方が引き揚げると、その病院はその日から麻痺状態になる。これはもう明らかである。こういうことで、しかもこんな制度は世界じゅうどこにもないわけですね。ところが、だんだんこれが前向きな姿勢で年々改まつておる。たとえば一カ年間でこれを解決するといふようなことをこちらから期待しておられます。大体、五カ年計画とか六カ年計画とか年次計画を立てて、ひとつ年々前向きな姿勢でやる。いわゆる無給医局員の数がなくなつておるといふことであれば了解できるけれども、どうも相当全国的に万全にわたる無給医局員を一挙に解決するといふことは、これは至難でしょう、望むはうが無理です。しかし、年次計画を立てて、毎年たとへば二千なら二千、そうすると五カ年計画で一万名の無給医局員がなくなつておられる。そういう思い切つた根本的な、いわゆる対策を講じない限り、なかなかこの問題は解決しないと思つておられます。そこで国会でこのことをお伺いすると、検討いたしますといふことでお答えお伺いして、検討いたしました。これがいままでの経緯であつたわけですね。それではならぬと思つておられます。ほんとうにこの無給医局員をなくさうというなら、五カ年なら五カ年計画を立てて、的確にその数を積み重ねて初めて解決できるわけであつて、先ほどもお伺いしたように、ほんの微々たる数字が先ほど示されたわけですね。こういうことではなかなかもつて全国に行き渡らない。先ほど言つた無給医局員補充の対策の定員が一つの病院に全部割り当てられてもまだ足りないくらいである。それが全国にばらまかれるわけですから、もうほんとうに焼け石に水という以外にはないわけですね。これはもちろん中村大臣の全責任だと

は私申し上げない。中村大臣のときに初めて無給医局員の制度ができたわけじゃないですから、中村文部大臣の責任だと決して申し上げませんけれども、歴代の文部大臣はまだまだ誠意が足りなかったんじゃないか、努力が足りなかったということ指摘せざるを得ないわけですね。その積み重ねがこういう現在のようなまことに奇々怪々の制度として現にこれが存置されておるわけですが、長年にわたって積み重ねられてきたものを改革するには、よほど抜本的にやらないとなかなか救済はむずかしからうと思つたわけですね。したがって、過去はともあれ、現実はずでに私はる申し上げているような現状に置かれておるから、これを一体どういう方向で、どういう態度で、どういふ腹で解決しようとするか、ただ単なる検討いたしますだけでは納得しがたいです。この点、大臣のこれに対する決意のほどをひとつ思い切つて示していただきたいと思つています。

○國務大臣(中村梅吉君) 実は伊藤先生も非常に従来からこの点は御熱心に憂慮されていらつしやることをよく承知いたしておりますので、私も全く同感で、これをどう解決すべきか苦慮いたしておるわけでございますが、そこで実態なども必要でございますので、国立大病院に勤務いたしておられます無給医局員と申しますか、これは先ほど申し上げたように、その医局に入つて医療の研究をしたいという志願がありまして、その志願者について医局で教授が中心になって、だれそれによからうという許可をして医局員になるわけでありまして、しかし、かつてに医局に出入りされても困りますから、医局では相当厳重に許可を決定して許可をしておるようでありまして、国立大学、病院関係全部で、医局員としてそういう正式の許可をしております者が約八千人おるのであります。八千人について、しからばどういふ実態にあるかということ、これは長期にわたつてまだ調べてないのですが、一週間の一定の期間を区切りまして調査をいたしましたところ、三日以上医局に出勤をしておる者が約四千人、それから一日

ないし二日という者が七百四十三人、それからその調査をしました一週間のうちに一回も出席をしなかった人が三千三百人、正確には三千三百八十九人でありまして、こういうような数字になっておるから、一律にこれをどういふふうにするかという問題は非常にむずかしい問題でございます。そこで専門家にいろいろ研究をしていただきますと、この中で熱心に研究のために医局に来ておる人、大体千人について、助手とか助教とか講師とかいう正規の資格を与えて有給の者に切りかえれば、大体熱心に出ておる人は解決するだらうという見当がいまのところ出ております。そこで私も申しては、いま年次計画というお話もございましたが、本来ならば年次計画を立てて、何年以内には千人は全部解決するのだというこゝたになればよろしいのであります。が、まあそこまで実は達成ができませんで、さしあたり昭和四十一年は百数十名の人を定員増をいたしまして、そういう立場に地位を与え、また有給化して、そして解決に一步踏み出していこうという方向に現在のところあるわけで、全体について有給の方法をとるからとらないかということ、この医局員に登録はされたけれども、出てくる日数とか熱意とか、そういうものとの関係もあり、また、医局員になる人の目的がみんな違つたわけで、自分の専門科目をもつと掘り下げて勉強したいという人とかあるいは学位を取りたいという人とか、いろいろ差がありますから、これらについてはよほどまだ、いつまでも研究研究では申しわけないのかもしれませんが、もう一段と掘り下げた研究を遂げて、何とかこういう欠陥のないようにしたいというつもりでおるわけでございます。

○伊藤彌道君 いま御指摘になったような点もちろんけつこうでございますけれども、ほんとうに前向きな姿勢でこれを解決するためには年次計画を立てざるを得ないかと思つたので、大きな問題だから、小さな問題なら一年、二年で解決するでしようけれども、これは長年にわたつてこういう制度が行なわれてきたので、やはり抜本的に改め

るには年次計画でやる以外にはないと思つたわけですが、そこでお伺いしたわけですが、段階でも、なかなか初めから年次計画を立てる段階までまだいってないということならば、まことに心細いと思つたので、ひとつせひその不合理性を、そしてまた、その矛盾をほんとうに感じられるならば、そしてこれを前向きに解決しようとおしやるならば、やはり具体的に年次計画を立ててやるのが至当であると思つたので、そこであえて重ねてお伺いするわけですが、ひとつこの年次計画を立てて前向きな姿勢で解決すると、そういう心がまえにはまだまだなり切れぬという程度であるのか。ひとつせひ年次計画を立てて前向きな姿勢で解決しようと、そういう決意はありなにか。この点をはっきりさしていただきたいと思つます。

○國務大臣(中村梅吉君) 先ほど申し上げましたように、總数としては相当の人数にのぼつておられますが、実際に連日のように来て医療の勉強と診療の手伝いをしておられます医師というのは、数がありますから、私も申しては、せめてこの熱心に、常時出てくるような無給の医師に対しては年次計画を立てて、そして一定の期間内にこれを正規の助手または講師、助教等の資格を与えられる者から与えて、そして解決をはかりたいというつもりでおりますから、年次計画について、ひとつ次の年度の予算編成との関係がありまして、ひとつこの年度の前向きで、私もそのつもりで検討したいと思つております。

るわけですが、たとえば無給副手の定員化の問題とか、あるいは身分の保障、あるいは大学院生に対する教育の充実とか、あるいは奨学金の問題、さては大学院卒業後の、せめて卒業したらひとつ即時に定員に入れたらいい、大学院を出てもなかなか定員化にはならない、何年もそのままの無給医局員、これが現状なんです。こういう幾つかのいわゆる切実な要望が出ておるのです。大臣にもそういうものが出ておると思つたので、こういうこともあわせ考えられて、ひとついまの年次計画を立てて早急に解決する方向でやつていただきたいと思つたわけですが、繰り返して申し上げるように、先ほどの定員の補充ではほんとうに焼け石に水で、一つの大学にそれだけとし定員の者をあてがえば、大体その大学は、地方の大学なら解決すると思つたのですが、東大などの大きなところではなかなか容易ではない、そういう程度なんです、その数を全国の附属病院に分散してしまつたわけですから、中には有給になつたけれども、無給医局員から、ことしわずかではあるが有給医局員になつた人がおるわけですね。そういう人も医師の定員の数に制約があるので、技術者としての俸給をもらつて、これは医療職の表を見ればわかるように、一表、二表で相当開きがある。同じ医者で同じ資格があつて、せつかく有給医局員として国家公務員にはなつたけれども、医者でありながら医者ととしての俸給を受けられない、技術者としての俸給を受けている。こういうのもまた出てくるわけですね。しかし、こんなのはいいほうなんです。幸いに救われたほうです。医者でありながら、医者の俸給を受けられない、それより下の技術者の俸給を受けている、これだつて問題にすれば非常に大きな問題である。しかし、こうやって引き上げられた人たちはほんのわずかであつて、しかも他の無給医局員にしてみる、非常に救われたということになるわけですね。こういう実態でありますので、これは同じことを繰り返してお伺いしてきたわけですが、なかなか具体的に実現してこないということになるわけですね。先ほどお伺い

るには年次計画でやる以外にはないと思つたわけですが、そこでお伺いしたわけですが、段階でも、なかなか初めから年次計画を立てる段階までまだいってないということならば、まことに心細いと思つたので、ひとつせひその不合理性を、そしてまた、その矛盾をほんとうに感じられるならば、そしてこれを前向きに解決しようとおしやるならば、やはり具体的に年次計画を立ててやるのが至当であると思つたので、そこであえて重ねてお伺いするわけですが、ひとつこの年次計画を立てて前向きな姿勢で解決すると、そういう心がまえにはまだまだなり切れぬという程度であるのか。ひとつせひ年次計画を立てて前向きな姿勢で解決しようと、そういう決意はありなにか。この点をはっきりさしていただきたいと思つます。

たしました大学病院の運営要綱ですね、これはいろいろ大事なことがここにあるわけですね、けれどもなかなか大学に行っても研究の機関がない、不十分だ。ここにもあるわけですが、大学病院はその目的、使命が十分に遂行されるような組織をもって運営されなければならない、こういう大きな問題がここにたくさん掲げられておるわけですね。特に教育、研究の面については、大学病院は従来は医学の教育研究面に重点を置きその実習についての役割りを果たしてきたが、その模範的診療機関としての活動はとかく閑却されがちであったので、この点を改善し、本来の使命を果たすようにする必要がある、いろいろこの要綱でそういう大事な点は指摘してあるわけでございますね。これが空文化しないように、十分今後一段と具体的な解決策を講じてもらうほかは対策はないわけでございますから、ひとつこの点を強く要望申し上げておきたいと思っております。

時間がもうございませぬから、あとの問題は別途お伺いすることとして、とりあえず大臣にこの際お伺いすることはこの程度にとどめておきます。

○委員長(熊谷本三郎君) 速記をやめて。  
〔速記中止〕

○委員長(熊谷本三郎君) 速記を起して。  
○山本伊三郎君 それじゃ大臣に、特に御意見を聞いておきたいことだけにしぼって一応質問いたします。

実は学校教育のいろいろな面がありますが、商船学校の教育についてひとつ伺っておきたいのですが、これは大臣も御承知のように、戦後わが国の海運は非常に落ち込んで来た。これは教育の部面だけではございませぬがあらゆる面に要素があります。教育の部面について、文部大臣は商船学校についての学術、教育の面についてどう考

○國務大臣(中村梅吉君) これは前の愛知大臣のころから、全国に五校ございませぬ商船高校を商船高等専門学校にしたい、こういう希望があったの

でございます。私どもも現状から見まして、単なる高等学校でなしに、高専に格上げして船員の養成をしたほうがいい、こう思つてその方向で検討いたしておる次第でございますが、問題点が二、三ございませぬ。

一つは、現在の工業高専の制度は工業だけに限っておりますので、この制度を改正して商船も含められるという改正が必要でありますのと、そこに持ち込みますのは高専としての教育課程をどうするか、あるいは設備基準をどうするかというようなことを綿密にやはり専門家の意見を聞いて確立をいたしませんと、法律改正まで踏み込まないわけでございますので、目下そういうような問題につきまして、愛知大臣の当時考えられた方向の線に沿つて研究を重ねておるといのが現段階で、そういうような準備が済みましたら私どもも実行するようになつてほしい、こう思つております。

○山本伊三郎君 この商船学校系統ですね、いま高等学校レベルの学校が五校あるということですが、それは、それ以上に航海術も私は相当変わつてきておると思つて、それ以上の学術はどの部面で教育されておるのですか、これはどういふことになるのですか。

○國務大臣(中村梅吉君) 高級船員の場合は、私も見学に参りましたが、神戸の商船大学と東京の商船大学との二カ所で受け持っておりますわけです、これらにつきましても問題点がございませぬので、さらに設備の拡充等の必要がございませぬので、さらに施設の増強をいたしたいということでは、さらに進んでおるわけ、この二校が高級船員養成の機関であると思つております。

○山本伊三郎君 これらの問題については、本委員会でも相当議論もされておると思つて、今度の設置法に關係して聞いておきたいのですが、大学については二校で、これは昔の高等商船学校が昇格したと思つておられます。しかし、この前、工業部面の専門学校設置で相当問題があったことは

御存じのとおりです。その当時専門学校の問題でありますから、われわれはあまり商船学校について主張をしておらなかつたのですが、少なくともいまの日本の経済政策の推進が工業中心に重点を置かれておる。これはここで議論する必要はないのですが、また別の機会にやりますが、そういう経済政策、広く経済政策から見ても偏重しておる。それに乘つて、いわゆる教育制度において、工業部面については専門学校、専門学校がいろいろ悪いかは別として、そういうことである。商船学校については高等学校から大学という

ような、私としては、その学校の内容その他も視察してございませぬから、わからなければ、神戸にしても広島の高専学校の商船、高等商船学校ですか、を見ましても、内容なりその設備その他を見ましても、いまの日本の海運をやましかく言う上においては教育がそれに沿つておらない、こう私は痛感しておるわけなんです。いま大臣は工業部面の専門学校との関係もあり、まだ踏み切ることができない。そういうもう時代じゃないのじゃないか、日本の海運の事情を見ても、その点どうですか。

○國務大臣(中村梅吉君) お説のとおり、日本が海運国であること、並びに造船力その他から見まして、海員の養成ということには非常に重要であると思つて、ただそこで工業高専との関係と申し上げましたのは、いまの法律が専門学校は工業だけという法律になつておるのです、法律改正をしなれば実行できないという一つの閉門があるわけでありませぬ。この法律改正に踏み切りますのは、その前提である設備あるいは教育課程、こういうものについてまず下ごしらえができておるまいかと、改正法案を立案してこの閉門を突破するといふまでにはいかなないものですか、その準備を進めておるわけでございます。熱意としましては、また気持ちとしましては、いま山本さんの御指摘の点は私も全く同感に存じております。

て、私は当然文部当局では、日本の海運の事情から、工業部面のそういう専門学校の話が出たときに、これは当然私は並行して出てくるものだと思つておるのです。文部省当局の教育制度全般から見ると、私は批判するわけじゃないが、どうもそういう点が、文部省としては熱意はあるけれどもなかなかやれない。前の愛知文部大臣のときからそういう問題をやっておるといふことですが、なぜこの問題が法律改正というのには、政府が出せばできるのです。設備の問題にいたしましては、私はそういう必要な部面に出すということであれば、国会も私は承認すると思つてございませぬ。設備は金があればできることだと思つてございませぬ。戦後これだけ長い間おいて、学校制度も相当変わつておる。それが、なぜ今日までこれが放置されて、まだ熱意を持って検討しておるといふ段階であるのか。いまの日本の海運の事情というもの、実は将来の国際路線にいたしましては相当大きい問題がある。そういうように、油造船でも相当近代化してきておると思つてございませぬ。そういう点から考へて、私は文部当局がこの問題について熱意を持って考へておるといふが、少なくとも今国会あたりにはそういうものが出てくるのではないかと、これを私は希望しておつたのです。出てこない。そういう点に、私はどうも、これは文部当局だけじゃなく政府自体に対して、その考へ方については不満ですが、いろいろ論議しておるとしかたないのですが、文部当局としては、一体次にはこういう商船学校の問題については、そういうものを出してこるといふ用意があるのか、端的にひとつ聞いておきたい。

○國務大臣(中村梅吉君) 工業高専ができましたときには、所得倍増政策に伴ひまして、中級技術者を急速に養成する必要があるといふようなこと、急遽国会と政府とが相一致しまして、その制度ができたわけでございます。その当時から、おそらく商船につきましても問題には考へておつたと思つてございませぬ。で、先ほど申し上げました問題

○山本伊三郎君 熱意とかそういう問題でなく

御存じのとおりです。その当時専門学校の問題でありますから、われわれはあまり商船学校について主張をしておらなかつたのですが、少なくともいまの日本の経済政策の推進が工業中心に重点を置かれておる。これはここで議論する必要はないのですが、また別の機会にやりますが、そういう経済政策、広く経済政策から見ても偏重しておる。それに乘つて、いわゆる教育制度において、工業部面については専門学校、専門学校がいろいろ悪いかは別として、そういうことである。商船学校については高等学校から大学という

ような、私としては、その学校の内容その他も視察してございませぬから、わからなければ、神戸にしても広島の高専学校の商船、高等商船学校ですか、を見ましても、内容なりその設備その他を見ましても、いまの日本の海運をやましかく言う上においては教育がそれに沿つておらない、こう私は痛感しておるわけなんです。いま大臣は工業部面の専門学校との関係もあり、まだ踏み切ることができない。そういうもう時代じゃないのじゃないか、日本の海運の事情を見ても、その点どうですか。

○國務大臣(中村梅吉君) お説のとおり、日本が海運国であること、並びに造船力その他から見まして、海員の養成ということには非常に重要であると思つて、ただそこで工業高専との関係と申し上げましたのは、いまの法律が専門学校は工業だけという法律になつておるのです、法律改正をしなれば実行できないという一つの閉門があるわけでありませぬ。この法律改正に踏み切りますのは、その前提である設備あるいは教育課程、こういうものについてまず下ごしらえができておるまいかと、改正法案を立案してこの閉門を突破するといふまでにはいかなないものですか、その準備を進めておるわけでございます。熱意としましては、また気持ちとしましては、いま山本さんの御指摘の点は私も全く同感に存じております。

○山本伊三郎君 熱意とかそういう問題でなく

御存じのとおりです。その当時専門学校の問題でありますから、われわれはあまり商船学校について主張をしておらなかつたのですが、少なくともいまの日本の経済政策の推進が工業中心に重点を置かれておる。これはここで議論する必要はないのですが、また別の機会にやりますが、そういう経済政策、広く経済政策から見ても偏重しておる。それに乘つて、いわゆる教育制度において、工業部面については専門学校、専門学校がいろいろ悪いかは別として、そういうことである。商船学校については高等学校から大学という

点のほか、現在商船高等学校の生徒は、運輸省の航海訓練所で一年訓練することに、御承知のとおりなっております。したがって、文部省所管と運輸省所管にまたをかけているわけで、これを高専にする場合にはどういふふうに一歩化するかという問題がございまして、これは運輸省のほうの海運審議会といたうのがありまして、そこでも御審議をいたいたうの段階で、これも一つ解決、さばきませんと、完成ができませんといういろいろな行き道があるわけでございまして、私どもとしては、御指摘のように、工業について高専ができておるのでありますから、商船高校につきましても、これを専門学校に格上げをしまして、施設、設備も充実し、教養も高めまして、いったいな船員の養成ができるような方法を講じたという熱意をしております。ございまして、さういふような問題点をできるだけ早くさばきまして、実施に移りたいと考えておる次第でございます。

○山本伊三郎君 運輸省航海訓練所の問題も出さ持ったが、海運審議会の、私はその資料をいま持っていないので、私の記憶だが、この審議会で問題になったときのことを考えますと、教育部面も含まれているけれども、日本の海運自体に対する施策から出てきていると思うのです。どういふぐあいであるかを競合するのですか。航海訓練所との関係が解決しなければ商船学校を昇格できないというの、どういふ関係があるのですか。

○説明員(木田宏君) いま、商船高専というのをどういふ位置づけでつくるかにつきまして、大臣から御答申申し上げましたように、関係の御専門の方々に御審議をわすらわしております。御案内のように、工業の高等専門学校は五カ年間の授業課程を踏んで、かなり時間日数も盛りだくさんでございまして、五カ年間で大学の相当程度のところまでの教育内容というのをねらいながらやっております。工業以外の分野で考えます場合に、できるだけ充実した教育内容で、同じ高等専門学校と言います

以上は、専門が違いましたも、その内容について同じ程度まで持っていきたいと思うわけでございまして。ところが、簡単にその同じ程度で考えますならば、商船の高等専門学校も、五カ年間でございまして、それにプラスして一年の航海訓練というものが考えられる。しかし、それではまた、現実に学生の側の負担も過ぎるという問題もございまして、一年間の航海訓練所の訓練期間におきます実習、あるいはそこで行なわれます何らかの教育というものと、通常ならば五カ年間の高等専門学校として教育すべき内容をどのように調節したらいいか。商船を主とする高等専門学校の教育内容、教育時間数、各科目別の配分、実習の大きさ、さういふ点をどのようにすればいいか、それに伴って必要な教官数、施設、設備をどうすればいいか、さういふことにつきまして、一から組み立ててまいらなければなりません。昨年の夏以来、多いときには月に何回となく関係の方々にお集まりをいたしまして、高等専門学校としての位置づけとともに、その中に盛り込まれます商船としての必要な教育内容、航海と機関と両方に分けて検討を急いでおるところでございます。そのような新しい制度をつくるということから関係者が慎重に御研究くださっておりますので、現在ほのままとしたところまで伺っておりますが、さらに今後それに伴います必要な教官の数、あるいは施設、設備の基準、さういふことを検討いたしまして、制度としての可否を最終的にきめたい、このように考えておるところでございます。

○山本伊三郎君 大臣が忙しいなら大臣だけに聞くようなものを質問しますが、私が見たのは、広島島の商船高等専門学校だけです。だから、あと四校はわかりませんか、非常に知識がないので、私は決定的なことを言えないかもわかりませんが、しかし、一カ所見れば大体日本の商船教育の状態はわかると思うのです。現場の校長なり、関係の人々に聞くと、皆さん言っているような余裕のあるような問題じゃないですよ。したがって、この問題は

もうすでに数年、約七、八年も要望しておるといふことを聞いておるので、戦後、それでも文部当局は、ほかのほうには力を注いでいるが、商船にはひとつも力を注いでくれないという不満もある。その不満は、単に個人的な不満じゃないのです。日本の航海、商船に対する認識の度合いを一体どう考えておるのだというところまできておると思うのです。したがって、具体的にいま言われた審議会の結論が出なければ、皆さん方のほうでだれも手をつけられない、結論としてさういふことですか。

○説明員(木田宏君) やはり、初めての学校ということになりますので、さういふ内容の設備、どういふ内容の教育、それに応じた教官、教官の基準、高等専門学校としてどのようなあり方のものを考えなければならぬかという基準を考えたい上で、制度化の実施に進んでまいらなければならぬと思っております。その教育内容、教育設備、施設、教官の資格等につきましての基準につきましては、やはり関係の方面の、御専門の方々に御意見をまとめていただく必要がございますので、何回となくこれまでも会合をもつていただいで、審議を急いでいただいております。次第でございます。

○山本伊三郎君 それなら、いま聞きますと、昇格をさすという趣旨で文部省は審議会に諮問されているのですか。

○説明員(木田宏君) 山本委員から御指摘がございましたように、船舶職員につきまして、現在の高等専門学校としての商船教育だけで、それと大学だけではないかという御意見がございまして、高等専門学校としての教育ということと海運関係の職員に必要だといわれておりますので、さういふ新しい学校制度としてどのような位置づけのものをご考えられるかということで、いま進めているわけでございます。個々の学校をどうするかというところは、追って制度がきままして、次の段階とさせていただきます。

○國務大臣(中村梅吉君) いまも木田審議官から御答申を上げましたように、実際毎週とか毎旬とか、非常に激しく実は会合をいたしまして、諸般の準備を進めております。そこで、いろいろ先ほど来申し上げるような海運審議会の、航海訓練所との関係もあり、その他の問題もありませんが、私どもとしては、何とか昭和四十二年には実現をはかりたい、さういふ熱意を傾けて、いろいろいま作業をやっているというのが実情でございます。

○山本伊三郎君 はっきりしてききました。それはいろいろの関係がありますから、昭和四十二年に国会に出すというよりはあり得ないけれども、文部当局としては、四十二年度には、実現するように、ひとつ案を考えているということに了解していいですね。

○委員(熊谷本三郎君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員(熊谷本三郎君) 速記を起して。  
○山本伊三郎君 商船学校の問題は、大臣の答弁で了解いたしましたから、事務当局もひとつ大臣の答弁の線に従って、われわれを悲観させないような方向に出てくるように努力していただきたいと思っております。  
それでは先ほど言われました設備あるいはその他については、相当問題があると言われましたが、いま皆さん方が、正確な数字は出ないと思っておりますが、一枚について、昇格するための設備その他でどれぐらいの経費が要る見込みですか。  
○説明員(木田宏君) 現在の段階で、教育すべき

学生の数、航海、機関それぞれ八十名見当というふうにか考えておりますが、実は八十名がいいかどうかから御議論が出ておりました、まだ八十名を単位とするかどうかについてもきまっておられません。航海訓練との関係もございまして、そういう学生の定員の大きさがそのものがまだ終着点に達しておられない状況でございます。したがって、経費もどれだけ、何校というようなところまでのお話に入っておりません、いま御検討いただいておりますのは、教育の内容をどのようにして確定するかということでございます。やがてそれがきまりましたならば、その教育課程に必要な各料ごとの設備を出していただきまして、それで商船の高専専門学校としての設備基準をきめたいと思っております。ですから、個々の学校との結びつきという問題は、現在の段階ではまだ考えておりません。

○山本伊三郎君 しかし、いまわが国で五校の高等程度の商船学校があるのですが、それらは、実際から見ても、おのおのやはり昇格さすという考え方で審議に諮問されているのじゃないですか。

○説明員(木田宏君) 現在御審議をいただいておりますのは、商船高等学校として、工業高専と並び、あるべき一つの基準という御検討を急いでいただいているわけでございます。

○山本伊三郎君 だから言いかえれば、制度として検討しているけれども、それが法律にするとときに、またそれを具体的にどの学校を昇格さすかというところは別問題だと、こういう意味ですか。

○説明員(木田宏君) 船舶職員の養成につきまして、高等学校レベルの養成ということがどの程度必要かという将来の規模の問題もあろうかと思っております。したがって、将来の問題を考えます場合には、大学程度の養成の大きさ、高等専門学校というものが考え得るとしなすならば、その養成の大きさ、そしてまた、商船高専レベルの養成の大きさ、そういうものの全体をにらみ合わせまして、高専を幾つといたような問題が次に起こってくるかと思っております。しかし、現在御検討いただ

いております段階では、まだそこまで至っておりません。

○山本伊三郎君 どうも事務当局の話聞いていますと、何か大臣は先ほど来年度ですか、四十二年度からそれは実現するように、そういうたてまえでやろうと言っておられるのですが、どうもいまま事務当局の話も聞くにたいぶ心細くなってきたんですかね。そういうテンポで実際実現する可能性は事務当局として持てますか。

○説明員(木田宏君) 一応の手順といたしまして、この夏ぐらいいまでは高等専門学校としてあるべき基準を全部確定していったらきたいという気持ちで関係の専門家の方々に御相談を申し上げておるところでございます。それがきまりました段階で、どのように現在の学校制度の中に位置づけられるかは具体的にどの学校をどうするかという次の過程に入っていくたい、このように考えております。

○山本伊三郎君 私は実は国会にいてまず考えるのは、実現性の問題についてはやはり費用の、予算の関係がいつもわれわれ頭にくるのですよ。したがって、これを昇格することについて一番金の要るのは、学校の校舎とかそういうものもあるけれども、また、教官の問題もあることは当然ですが、練習船とかそういう付属的な設備というものもは相当大きな金がかかるのじゃないかと私は思っているのです。したがって、膨大な金になるといかに大臣が言っても、これは予算査定でたいぶ削られてしまう。そうなるとうちの五校のうちの一枚くらいは削れないのじゃないか、こういう問題も私は文部省で出てくると思うのです。審議会では一応全部上げていいという結論が出て、実際にこれを運用するときには五校のうち一枚だけにしたらどうかという意見が出てくると思っております。そういう意味において尋ねたのです。したがって、そういう点で五校のうち文部省としてはどの程度いままの日本の海運の状況から見て昇格するという必要があり、そういう教育しなければならぬと、文部当局としてはどういふ推測を持たれますか。

○説明員(木田宏君) 先ほど来申し上げましたように、現在私どももいたしましては、新たな学校制度として商船の高等専門学校というものをイメージに描き、これをどうやって実現するかということを考えておるわけでございますから、そのあるべきイメージというものをまず固めまして、それを施設、設備の基準あるいは教官の必要定員の基準というものに具体化したしまして、そこで必要な経費をはじいていくという作業に進んでまいらなければならぬと思っております。今後どれだけの規模の学生を海運関係の職員として養成しなければならぬか、これは文部省だけで幾つと数字をはじきかねるのでございませうが、海技審議会でいろいろ御検討くださっておるところを仄聞するところによりますと、四、五年の間に現在の約五割ぐらいの増の人員を船舶職員として必要とするというような御意見も出ておるようでございます。学校制度をほんとうに固めます場合には、望むらくはもう少し先の規模まで教えていただきたいと思います。必要規模が定まらなければならぬと思っております。それに対応するようにならなければならぬ、こういうふうな思っております。ところでございませう。

○山本伊三郎君 じゃあちよつと角度を変えて聞いていきますが、現在の商船学校を志望するといふ生徒学生はどういう傾向にありますか。

○説明員(木田宏君) 現在の商船高等学校につきましては初等中等局の担当でございますので、私直接その実情を明らかに把握しておるわけではございませんが、聞くところによりますと、全国からやはりことしも大体五倍程度の学生が来ておるようございまして、かなり質としてはいい学生が来ておるというふうな聞かされておるわけでございます。

○山本伊三郎君 それはまた機会があれば、はっきりしたデータをいただきたいと思うのですが、私は五倍の競争率ということについては、日本の

国民のまだ海運に対する意欲がすたっていないというところがわかるのです。しかし、海運界がいまの現状であるとしてもそういう方向に進む人が他の教育分野より落ちておるのじゃないかと思つたのですが、五倍ということになれば、他の学校の競争率から見ても、まあいいとは言わなければ、そう落ちておらないと思っております。それにしてもこれを早く急がなければ、私はますます日本の商船航海技術その他の問題について低下してくるのじゃないかという心配があるのです。

そこでもう一問だけ聞いておきます。われわれの希望としては、大学はいま二校だが、大学の校数ももっとふやす必要がある。専門学校よりもむしろ大学のほうに移行するという方向に進むほうがいいのじゃないかと思つたのですが、いまおっしゃる通りに、専門学校程度のものに、中間的なものに置くという考え方はどういふところからきておるのですか。

○説明員(木田宏君) いま山本委員御指摘のように、高等専門学校というのが海員の養成のあり方としてどうであるかという根本の御議論がやはり残つておるかと思つた。私どもこの問題の発端として伺つておりますところは、現在の商船高専の卒業生が主として外航船の乗り組員になっておるということ、その主として外航船の乗り組員としての教育を考へました場合に、現在の高等学校程度では教育の自身が足らぬのではないかと、もう少し内容を高める必要があるというところから、当初工業で発足いたしました工業の高専専門学校のようなものという御発想になったものと推測いたしておるのであります。しかし、いま私どもとしてこれまた考へます場合に、現在ございませう商船大学の規模、それから外航船の職員の養成だけなくて、内航船の職員の養成という問題もやはりあろうかと思つたので、そういう全般的な養成の将来図というもののどのような学校制度を位置づけていったらいいかということから、やはり私どもも得心できるように勉強したいというところでございませう。

でございませう。

○山本伊三郎君 それじゃ私の質問は一応終えて中絶いたしますが、大臣の言われたように、昭和四十二年度からこれが実現するようなことを、事務当局にこれは特別にお願いしておきますが、大臣が言っても、また大臣が六月の内閣改造でいつかわるかかわらない、しかし、言明したことは残っておりませうし、皆さんが実質的にやるんです。ですから、ぜひ事務当局もその意向を受けて、諸般の準備を急いでいただきたいと思ひます。これは私の希望ですが、それについてあなたの所見だけ聞いておきます。

○説明員(木田宏君) この問題につきましては、昨年来多くの委員の方々から御鞭撻もいただいております、御指摘もいただいております。できるだけその努力を払いたいと考えております。

○中沢伊登子君 高等学校の生徒がピークを一応過ぎてだんだん減っていきませうね、漸減していきます。この間定員を大体五十名に下げまして先生の首を切らないというふうなことになりますけれども、将来私はやっばり高等学校の生徒というものは、昔の高等学校の生徒と違つてずいぶん体格もよくなつてきていますし、定員を五十名からもつと四十五名くらいに下げた方がいい、こういう考えを持っておるんですが、いかがですか。

○説明員(木田宏君) 高等学校の学級の編制の問題でございますが、御承知のとおり、基準といつたしましては、現在二つございまして、一つは文部省令の高等学校設置基準でございまして、この中には甲号基準と乙号基準がございまして、甲号基準におきましては、一学級が四十人というふうになつておりまして、乙号基準におきましては、一学級が五十人ということになっております。で、現在は乙号基準で運用されておるわけでございます。このほかに実は公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数に関する標準法というものが別にございまして、この法律におきましては急増期間に限りまして一学級の定数を五十五人にしてよろしいという経過規定がございましておるわけでございます。

ます。御承知のとおり、高等学校の急増期は大体山を越したわけでございます。これから漸減するわけでございますが、今般国会にも法律の改正をお願いいたしておりますように、五十五人の経過措置を逐次切り下げてまいりまして、五十人というところへなるべく早く持っていきたいと思ひます。したがうございまして、その五十人となりまして段階におきまして、さらにその先ごへ持つていかうございまして、先ほど申し上げましたように、四十人という基準が一応立つておるわけでございますから、そういう方向で努力をするということと思ひます。ただし、学級の規模を小さくすると申しますことは、これは教員の数をふやすということになるわけでございますが、教員の数をふやします場合に考え方が二つございまして、一学級当たりの生徒の数を減らすこと、一学級の規模はさほど減らさないで、おいて学級当たりの教員をさらにふやして、まあ何と申しますか、教員配置の厚みを増すと申しますか、そういう方法をとることと二つの行き方があるわけでございます。したがうございまして、学級規模を縮小する方向でいくということ、これは大勢としてはそうだと思ひますけれども、そういう方向にいくということ、教員配置の厚みを増すということが今後の課題であらうかと思ひます。大勢といたしましては、おっしゃる方向は一つの重要な方向であらうかと思ひます。

○中沢伊登子君 その教員の厚みを増すというのは、それはやっばり相当教員が足りないんですか、厚みが薄いということですか、いまの段階で。

○政府委員(安嶋彌君) 現在高等学校の教官の一学級の担当時間は大体十八時間というふうにございまして、これをさらに減少をいたしまして、先生方がさらに勉強なり準備ができるような余地をつくるべきではないかといったような点もございませう。授業時数を減らすことによりまして、その他の部分におきまします指導をさらに充実していくということもございませう。それから養護担当の職員のような方を、現在はいらうございまして、たゞでございませうが、そういうものにはさらに配置制にするなり、数をふやすなりというふうな方向をとりますとか、いろいろ残された問題があるわけでございます。そういう二つを見合はせながら今後処理をしていきたいと思います。

○中沢伊登子君 時間もあまりないようございませうから、もう二つだけ質問させていただきますのは、国立国語研究所というのが所管の中に入っておりますが、あれで言語計量調査室ですか、それは一体どういうことをやられるんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 国語の改善ということを検討いたしておるわけでございますが、その改善の基礎になります事柄は、国語の現状を把握するということが前提になるわけでございます。したがうございまして、現在のたとえは新聞でございますとかあるいは一般の雑誌等におきまして、どういふこととばがどれくらい使われているかといったようなことを、昨年電子計算機を導入したわけでございますが、そういうふうな機械設備を利用しながら、計量と申しますか、数量的に大勢を把握をいたしまして、国語の使用の現状を分析をいたしまして、それをもとにいたしまして国語の正しいあり方と申しますか、そういうものを研究してまいりたいと思ひます。

○中沢伊登子君 日本のことばがだんだん何が英語とチャンポンになりつつあるのございませうね。文部省のほうではそれをどういふふうにございませう。将来ますます英語になつていらいらっしゃいますか。将来ますます英語みたいなものが普通の日本語として入つて、それがふだん使われるようになる傾向をどういふふうにございませう。

○政府委員(安嶋彌君) 非常にむずかしいお尋ねでございますが、文部省といたしましては、これはやはり正しい日本語が使われ、普及されるというのを願つておるわけでございます。小中高等学校等の指導要領は、そういう観点から編成され、教科書もそういう趣旨に従つて編成されておるわけでございます。これは学校教育の面でございますが、社会教育その他の面におきまして、そういう方向でいろいろな機会を利用いたしまして、そういう考え方なり思想なりの普及につとめてまいりたいと思ひます。

○中沢伊登子君 そうすると、これは広告なんかのほうから少しつづつてもらわなければいけない問題だと思ひますが、とても私たちでも理解できないようなことばが、どんどんふだん使われて、頭の中が混乱しそうなつてくる。これは一べん厚生省のほうとも話し合はしていただきますけれども、もう一つだけ質問させていただきます。終わらしていただきます。

○委員(熊谷太三郎君) それでは暫時休憩いたします。

午後二時四十八分休憩  
午後十一時二十六分開会  
○委員(熊谷太三郎君) 委員会を再開いたします。委員の異動について御報告いたします。本日、大谷實雄君が委員を辞任され、その補欠として内藤三郎君が選任されました。

○委員(熊谷太三郎君) 休憩前に引き続き、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、本案に対する質疑を続行いたします。関係当局の御出席は、中村文部大臣、中野文部政務次官、安嶋官房長、木田審議官、以上の方々でございます。それでは御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。——ほかに御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めます。



それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○八田一朗君 私は民主自由党を代表して、ただいま議題となりました文部省設置法の一部を改正する法律案について、次の修正案を提出したいと存じます。修正案の内容はお手元にお配りいたしました印刷物で御承知願うこととし、朗読は省略させていただきます。

修正の趣旨は、本法律案の定員に関する改正規定の施行期日は四月一日となっているのでありますが、同日までに本法律案が成立する見込みがなくなりましたので、これを公布の日からするとともに、四月一日に遡及して適用することによりとするものであります。

右修正部分を除く原案に対しまして賛成いたしました。私の討論を終わります。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかに御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、討論中にごさいました八田君提出の修正案を問題に供します。八田君提出の修正案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷太三郎君) 全会一致と認めます。

よって八田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷太三郎君) 全会一致と認めます。

よって修正部分を除いた原案は全会一致をもって可決されました。以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議なしと認め、さように決定いたします。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午後十一時三十分散会

〔参照〕

(八田一朗委員提出)

文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項ただし書中「同年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、改正後の同条の規定は、同年四月一日から適用する。」に改める。





昭和四十一年四月八日印刷

昭和四十一年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局